## (農林水産委員会)

農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化 等 12 関 す る 法 律 及 び 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ] 法  $\mathcal{O}$ 部 を

改 正 す る 法 律 案 閣 法 第三 五. 号) 先 議 要 旨

本 法 律 案 は 我 が 玉 農 林 水 産 業  $\mathcal{O}$ 玉 際 競 争 力  $\mathcal{O}$ 強 化 を 义 る た め、 日 本 農 林 規 格 に 農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 法 等 に

0 11 て  $\mathcal{O}$ 基 準 を 追 加 す る ととも に、 独 <u>\f\</u> 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 業 務 と L て 認 証 機 関  $\mathcal{O}$ 能

力 を 評 価 す る 業 務 を 追 加 す る 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 U ょ うと す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ で あ る。

農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化 等 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

1 題名

題 名 を  $\neg$ 日 本 農 林 規 格 等 に 関 す る 法 律 とすることとする。

2 目的

農 林 物 資 に 関 す る 取 引 0) 円 滑 化 般 消 費 者  $\mathcal{O}$ 合 理 的 な 選 択 0 機 숲  $\mathcal{O}$ 拡 大を直 · 接 目 的 とし て 明 確 に 位

置 付 け 農 林 水 産 業 及 び 関 連 産 業  $\mathcal{O}$ 健 全 な 発 展 と — 般 消 費 者  $\mathcal{O}$ 利 益  $\mathcal{O}$ 保 護 を究 極 目 的 とすることとす

る。

3 日本農林規格の

制

定

範

囲

 $\mathcal{O}$ 

拡

大

農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 品 質 基 準 を 内 容 لح す る 現 行  $\mathcal{O}$ 日 本 農 林 規 格 に 加 え、 新 た に 農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 法 B 試 験 方 法

に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 基 準 を 内 容 لح す る 日 本 農 林 規 格 を 制 定 す ることが できることとす る。

4 日本農林規格の制定の申出

農 林 水 産 大 臣 は 日 本 農 林 規 格 を 制 定 す べ き旨  $\mathcal{O}$ 申 出 を 受け た 場 合 に お 1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 申 出 に 係 る 日 本 農

林 規 格 を 制 定 す べ き £  $\mathcal{O}$ と 認 8 る کے き は 日 本 農 林 規 格  $\mathcal{O}$ 案 を 審 議 会 に 付 議 す ることとす る。

農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 法 12 0 1 7  $\mathcal{O}$ 基 準 を 内 容 لح す る 日 本 農 林 規 格  $\sim$  $\mathcal{O}$ 適 合  $\mathcal{O}$ 認 証

5

認 証 機 関  $\mathcal{O}$ 認 証 対 象 を 農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 法 に 拡 大 L 認 証 を受 け た 事 業 者 は そ  $\mathcal{O}$ 取 扱 方 法 が 日 本 農

林 規 格 に 適 合 す ることを 示 す 適 合  $\mathcal{O}$ 表 示 を 広 告 等 に 付 す ることが できるよう 措 置 す ることとする。

6 登録試験業者制度の創設

試 験 業 者  $\mathcal{O}$ 登 録 制 度 を 創 設 し、 農 林 水 産 大 臣 0 登 録 を受け た試 験 業 者 は 日 本 . 農 林 規 格 に ょ る試 験 を

行 1 登 録 標 章 を 付 L た 証 明 書 を 交付 すること が で きるよ う 措 置 することとする。

7 日 本 農 林 規 格  $\sim$ 0) 適 合に 関 す る不 適 正 一な表 示 に 対 す る 指 示 筡

農 林 水産 大 臣 は、 事 実 に 相 違 L て 日 本 農 林 規 格 に 定 め る 基準 1. 1. 適 合 L 7 1 る旨 0 表 示 が 行 わ れ て ١, る

場 合 に お 11 て 日 本 農 林 規 格  $\mathcal{O}$ 利 用 に 著 L V 支 障 を 及 ぼ す おそ れ が あ る غ 認 8 ると き は 当 該 表 示 を

行 0 た 者 に 対 L 必 要 な 措 置  $\mathcal{O}$ 指 示 · 等 をすることができることとする。

8 規格の活用を図るための施策

玉 及 び 独 <u>\\ \\ \</u> 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ) 以 下 「セ ン タ とい う。 は 日 本 農 林 規 格

に 関 す る 制 度  $\mathcal{O}$ 普 及  $\mathcal{O}$ ほ か 規 格 に 関 す る 専 門 的 知 識 を 有 す る 人 材  $\mathcal{O}$ 育 成 及 び 確 保、 規 格 に 関 す る 玉 際

機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 玉 際 的 な 枠 組 4  $\sim$  $\mathcal{O}$ 参 画 等 に 努 8 な け れ ば な ら な 1 こととす

<u>\_</u> 独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

セ ン タ は 日 本 農 林 規 格 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 規 格 に 関 す る 認 証 又 は 試 験 等  $\mathcal{O}$ 事 業 を行う者 0) 技術 的 能 力等 に 関 す

る評価及び指導等の業務を行うこととする。

三、施行期日等

1 ک  $\mathcal{O}$ 法 律 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 起 算 L て 年 を超 えなな V) 範 囲 内 に お 1 て政令で定め る 日 か こら施 行すること

とする。

この法律の施行前においても、 農林物資の取扱方法や試験方法についての基準を内容とする日本農林